

行政不服 審査法の ご案内



このパンフレットは、
行政不服審査法に基づく
不服申立ての流れや必要なこと、
留意すべきことについて説明したものです。



案内所のご紹介

総務省は、情報公開・行政手続制度案内所を設置しています。案内所では、行政不服審査法に基づく審査請求の手続や制度のしくみなどの案内も行っています。



https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/annaijo.html

行政不服審査法とは

行政庁の行った処分又は不作為に不服がある場合に、行政不服審査法に基づいて、不服を申し立てる（審査請求をする）ことができます。

裁判とは異なり、行政庁が処分の違法性や不当性の判断を行います。

審理員による審理手続、行政不服審査会等への諮問等により公平・中立な審理が行われます。

なお、**審査請求に費用はかかりません。**

※資料の交付等について手数料が必要な場合もあります。

●他の法律に特別の定めがある場合（国税、年金、労災保険など）はそちらもご確認ください。

行政不服審査法は、
●国民の権利利益の救済を図ること
●行政の適正な運営を確保することを目的としています。



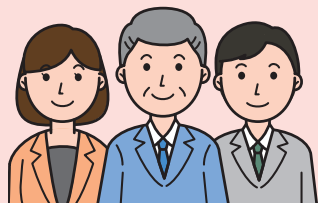
当事者の説明



審査請求人

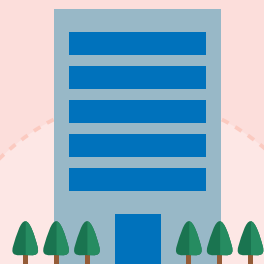
審査請求の代理人

審査請求を行う人です。
審査請求を代理人によって行うことも可能です。



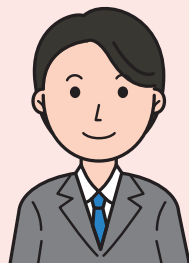
行政不服審査会等

処分庁、審査庁から独立した第三者機関です。有識者で構成され、審査庁から諮問を受けます。
※諮問がなされない場合もあります。



審査庁

審査請求を受け、手続を進める行政庁です。



審理員

審査庁に所属し、審理手続を担当する職員です。
※審理員が指名されない場合もあります。



処分庁

審査請求の対象となっている処分をした行政庁です。

まず、「当事者」を整理してみましょう



審査請求期間

処分についての審査請求の場合、処分があったことを知った日から3ヶ月以内に審査請求を行ってください（例：1月15日に処分があったことを知った場合、4月15日まで審査請求が可能）。

また、処分があった日から1年経過すると、審査請求ができなくなります。

審査請求の対象

審査請求の対象となるのは、行政庁の「処分」又は「不作為」です。

審査請求の対象となるもの



- (例) ・行政庁によって申請が拒否された
・行政庁によって許可を取り消された
(行政庁が行った処分)

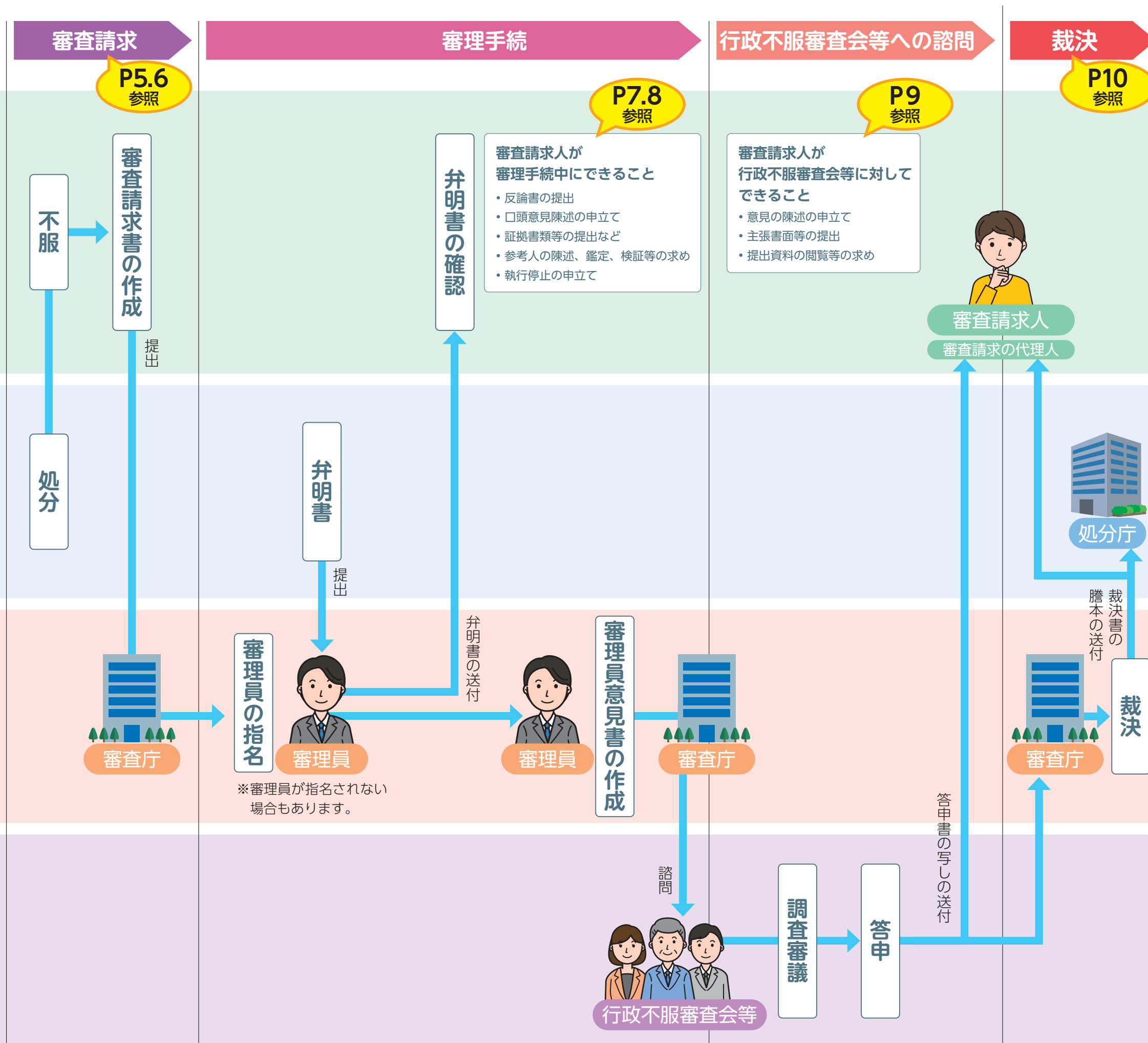
・法令に基づく申請に対して行政庁から何も応答がない
(申請に対する不作為)

※行政運営に対する一般的な意見及び要望は審査請求の対象になりません。

このパンフレットでは、主に、処分についての審査請求の場合作り上げます。



審査請求から裁決までの流れ



審査請求の方法



審査請求書の
作成方法について
説明します。

1 ▶ 審査請求書の作成

「処分についての審査請求」の場合は、①審査請求人の氏名（又は名称）及び住所（又は居所）、②審査請求に係る処分の内容、③審査請求に係る処分があったことを知った年月日、④審査請求の趣旨及び理由、⑤処分庁の教示の有無及びその内容、⑥審査請求の年月日を記載する必要があります。

「不作為についての審査請求」の場合は、①審査請求人の氏名（又は名称）及び住所（又は居所）、②不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日、③審査請求の年月日を記載する必要があります。

なお、代表者や代理人等がいる場合には、その氏名及び住所（又は居所）を記載する必要があります。

※「審査請求をすべき行政庁」及び「審査請求期間」については、処分通知書等の教示をご確認ください。
※このほか、一定の事由に該当する場合に記載が必要な事項がある場合があります。詳しくは審査請求先にお尋ねください。
※審査請求書の様式を行政庁が事前に用意している場合があります。詳しくは審査請求先にお問い合わせください。

2 ▶ 審査請求書の提出

作成した審査請求書を処分通知書等で教示された提出先に、審査請求期間内に提出します。

※提出方法について行政庁が案内している場合がありますので、審査請求先にお問い合わせください。

審査請求書の記載例

処分についての審査請求の場合

処分通知書等に記載されている「審査請求をすべき行政庁」を確認し、記載してください

（審査庁） ○○ ○○殿

審査請求書

審査請求の年月日

○年○月○日

審査請求人の氏名（又は名称）及び住所（又は居所）

審査請求人 ○○県○○市○○○
○○ ○○

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分の内容
（処分庁）の○年○月○日付けの審査請求人に対する○○に関する処分

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
○年○月○日

3 審査請求の趣旨
「1記載の処分（のうち○○に関する部分）を取り消す」との裁決を求める。

4 審査請求の理由
（1）（処分に至る経緯等を記載の上）（処分庁）から1に記載する処分を受けた。
（2）（処分庁は）、その理由を、………のためとしている。
（3）しかしながら、本件処分は、………であるから、○○法第○条の規定に違反しており、違法である。

5 処分庁の教示の有無及びその内容
「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、（審査庁）に審査請求をすることができます」との教示があった。

6 その他として、次の書類を提出します。（ある場合）

（1）添付書類 ○○ 1通
（2）証拠書類等 ○○ 1通

代表者や代理人等がいる場合には、その氏名及び住所（又は居所）も記載します

審査請求人が審理手続中にできること

審理員による
審理手続中にできることは、
おおむね次のとおりです。



▶ 反論書の提出

審査請求に対して、処分庁が、処分の内容や処分を行った理由などを記載した「弁明書」を提出します。

審査請求人は、提出された「弁明書」に対して「反論書」を提出することができます。

※審理員が提出期限を定めることもあります。

※処分庁からの「弁明書」の提出がない場合には、「反論書」の提出はできません。



▶ 口頭意見陳述の申立て

審査請求人は、審理員に申し立てることによって、「口頭意見陳述」を行うことができます。

口頭意見陳述では、審査請求人、処分庁などの審理関係人が集まり、審査請求に係る事件に関する意見を述べるすることができます。

また、審理員の許可を得て、処分庁などに質問をすることができます。

なお、原則として、審理員は全ての審理関係人に主張を尽くさせるように配慮をしなければならないこととなっています。

※事件に関係のない事項などについては、審理員によって陳述が制限されます。

※審理手続中、いつでも申立てが可能ですが、一度口頭意見陳述を行った場合は再度申し立てても、口頭意見陳述の機会が付与されない場合があります。

※口頭意見陳述は、関係者全員が参加できる日程を調整して開催されますが、正当な理由なく欠席した場合には、再度申し立てても、口頭意見陳述の機会が付与されない場合があります。

※口頭意見陳述には、審理員の許可を得て、陳述の補助等を行う補佐人を帯同させることもできます。



▶ 証拠書類等の提出など

審査請求人は、証拠書類や証拠物を提出することができます。

また、処分庁等からも処分の理由となる事実を証する書類などが提出される場合があります。提出された書類等は、閲覧・交付を求めることができます。

※審理員が提出期限を定めることもあります。

※求めにより交付を受ける場合には、手数料が必要です。

※なお、審理員によって認められない場合があります。



▶ 参考人陳述、鑑定、検証等の求め

審理員に対し、参考人陳述、鑑定、場所の検証、所持人からの物件の提出、処分庁への質問を行うことを求めることができます。

※参考人陳述とは、適当な者に知っている事実の陳述を求めることです。

※鑑定とは、専門性の高い事項について、第三者に意見を求めることをいいます。

※場所の検証とは、必要な場所について検証をすることです。

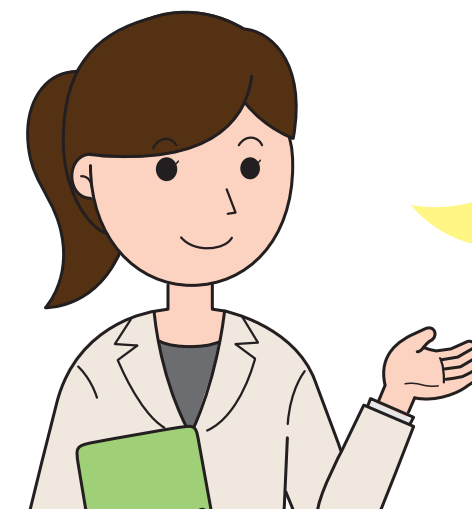
※なお、審理員によって認められない場合があります。



▶ 執行停止の申立て

審査庁に対し、処分の効力等の執行停止を申し立てることができます。

※なお、審査庁の判断により、認められない場合があります。



期限が守られない場合、
機会が失われることも
ありますので、
ご注意ください。

審査請求人が行政不服審査会等に対してできること

行政不服審査会等への諮問中にできることは、おおむね次のとおりです。

有識者で構成される
行政不服審査会等に対して
諮問をすることで、
手続の客観性や公正性を
高めています。



▶ 意見の陳述の申立て

審査請求人は、行政不服審査会等に申し立てることによって、「意見の陳述」を行うことができます。

※なお、行政不服審査会等の判断により、認められない場合もあります。



▶ 主張書面等の提出

審査請求人は、行政不服審査会等に対し、主張書面や資料を提出することができます。

※行政不服審査会等が提出期限を定めることもあります。



▶ 提出資料の閲覧等の求め

審査請求人は、行政不服審査会等に対し、提出資料の閲覧・交付を求めることができます。

※求めにより交付を受ける場合には、手数料が必要です。

※なお、行政不服審査会等の判断により、認められない場合もあります。

裁決

審査庁が作成する裁決書により、裁決がなされます。

裁決書

裁決日 ○年○月○日

○○県○○市○○○
審査請求人 ○○ ○○

審査庁 ○○市長
処分庁 ○○市長

審査請求人○○ ○○が○年○月○日に提起した処分庁○○による○○法第○条に基づく○○処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文
本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要等
1 事案の概要
○○○

第2 事実関係
1 関係法令等の定め
○○○

2 処分内容及び理由
○○○

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過
○○○

裁決書の記載内容

裁決書には、審査庁による審査請求に対する判断、その理由が記載されています。

- ① 認容** 審査庁が、審査請求に理由があるとして、処分の取消等を行うことです。
(主文の例：「本件審査請求に係る処分を取り消す」)
- ② 棄却** 審査庁が、審査請求に理由がないとすることです。
(主文の例：「本件審査請求を棄却する」)
- ③ 却下** 審査請求期間を過ぎているなど、審査請求が適法に行われておらず、審査請求自体が認められないことです。(主文の例：「本件審査請求を却下する」)

再審査請求について

審査請求に対する裁決に不服がある場合、裁決書に再審査請求をすることができると記載されている場合に限り、再審査請求をすることができます。

※記載が無い場合はすることができません。